



WORKMAN

第44回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

証券コード：7564

開催日時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

開催場所

群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
ビエント高崎 エクセルホール

議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目 次

第44回定時株主総会招集ご通知 …	P.1
株主総会参考書類 ……………	P.5
事業報告 ……………	P.18
計算書類 ……………	P.34
監査報告 ……………	P.36

株式会社 ワークマン

株 主 各 位

証券コード 7564
(発送日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日
群馬県伊勢崎市柴町1732番地

株式会社 ワークマン
代表取締役社長 小濱 英之

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.workman.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「ワークマン」またはコードに当社証券コード「7564」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月25日（水曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

①日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
②場 所	群馬県高崎市問屋町2丁目7番地 ビエント高崎 エクセルホール
③目的事項	報告事項 第44期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
④招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	（1）議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 （2）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される 場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月26日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時50分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

(印刷欄)

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・第4・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

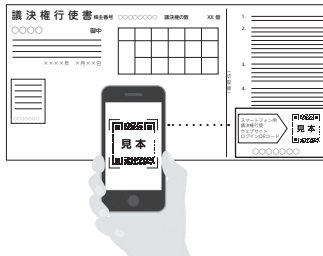
- 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

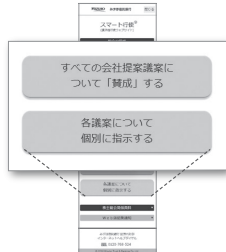
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

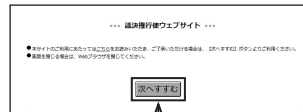
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

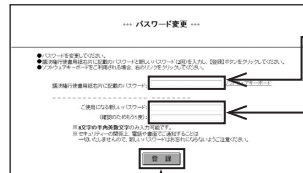
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、永続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに配当性向等を総合的に勘案し、前期より5円増配の、1株につき73円とさせていただきますと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 73円 配当総額 5,957,541,315円
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役5名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	こ は ま ひ で ゆ き 小濱 英之	代表取締役社長	再 任
2	つ ち や て つ お 土屋 哲雄	専務取締役経営企画部・開発本部 情報システム部担当	再 任
3	い い づ か ゆ き た か 飯塚 幸孝	取締役財務部長	再 任
4	お お う ち こ う じ 大内 康二	執行役員商品本部長	新 任
5	は ま や り さ 濱屋 理沙	社外取締役	再 任 社 外

候補者番号

1

こ は ま ひ で ゆ き
小 濱 英 之 (1969年7月8日生)

所有する当社の株式数…………… 18,400株
取締役在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年3月	当社入社	2015年1月	当社役員待遇商品部長
2003年5月	当社商事部長代理	2016年6月	当社執行役員商品部長
2009年5月	当社商事部長	2017年3月	当社執行役員スーパーバイズ部長
2010年1月	当社商品部第二部長兼セーフティグッズ担当	2017年6月	当社取締役スーパーバイズ部長
2011年1月	当社商品部海外商品部長	2019年4月	当社代表取締役社長（現任）
2014年6月	当社役員待遇商品部海外商品部長		

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

小濱英之氏は、当社入社後、主に商品開発部門にてプライベート・ブランド商品の開発を主導し、2017年からは取締役スーパーバイズ部長として、売場改革とワークマンプラスの全国展開を指揮、2019年から代表取締役社長（現任）を務めております。
製品開発、店舗運営、売場改革など、幅広い分野での経験、知識による優れた経営手腕とリーダーシップを引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

2

つ ち や て っ お
土 屋 哲 雄 (1952年10月6日生)

所有する当社の株式数…………… 11,520株
取締役在任年数…………… 13年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年4月	三井物産(株)入社	2012年6月	当社常務取締役情報システム部・ロジスティクス部担当
1988年10月	三井物産デジタル(株)代表取締役社長	2019年6月	当社専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当
2003年6月	上海広電三井物貿有限公司董事兼総経理	2023年6月	当社専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部担当（現任）
2006年6月	三井情報開発(株)（現三井情報(株)）取締役執行役員		
2008年6月	三井情報(株)役員待遇フェロー		
2012年4月	当社常勤顧問		

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

土屋哲雄氏は、当社入社後、経営企画、店舗開発、情報システム、ロジスティクス部門を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、社内改革、新業態開発、マーケティング戦略に尽力し、2019年からは専務取締役（現任）を務めております。
競争戦略立案及び推進経験を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

い い づ か ゆ き た か
飯 塚 幸 孝 (1965年3月8日生)

所有する当社の株式数…………… 16,800株
取締役在任年数…………… 8年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再 任

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1989年 8 月	当社入社	2009年 5 月	当社財務部長兼会計グループ担当
1994年 5 月	当社財務部会計グループマネジャー	2011年 6 月	当社役員待遇財務部長
2004年 6 月	当社財務部長代理兼会計グループ担当	2017年 6 月	当社取締役財務部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

飯塚幸孝氏は、当社入社後、財務、ＩＲ部門の重要な役割を担い、組織体制と財務基盤の強化、企業価値増大に尽力し、2017年からは取締役財務部長（現任）を務めております。
経営全般における幅広い知見を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者としました。

候補者番号

4

お お う ち こ う じ
大 内 康 二 (1972年9月11日生)

所有する当社の株式数…………… 5,100株

新 任

〔略歴、当社における地位及び担当〕

1996年 4 月	当社入社	2018年 6 月	当社役員待遇商品部長
2010年 1 月	当社スーパーバイズ部西日本エリア近畿・中国・四国ブロック部長代理	2021年 7 月	当社役員待遇商品本部長（兼）生産管理部長
2015年11月	当社商品部商品第一部部長代理	2023年 6 月	当社執行役員商品本部長（現任）
2017年 3 月	当社商品部長		

〔重要な兼職の状況〕

なし

〔取締役候補者とした理由〕

大内康二氏は、当社入社後、スーパーバイズ部、商品開発部門の重要な役割を担い、2023年からは執行役員商品本部長（現任）として、プライベート・ブランド商品の開発および生産体制の強化に尽力し、当社の業績に大きく貢献しました。売場改革や製品開発における幅広い知識と経験を当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者としました。

候補者番号

5

は ま や り さ
濱 屋 理 沙 (1981年3月17日生)

所有する当社の株式数…………… 900株
取締役在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 13／13回

再 任

社 外

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年4月 NECソフト(株)入社 2019年7月 ワークマン公式アンバサダー
2007年5月 個人事業開業 インターネットでのアパレル販売、ライター業、情報発信業
2023年6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

濱屋理沙氏は、映像クリエイターとして製品PRやユーザーとのコミュニケーション分野において豊富な経験と専門的な知識を有しております。同氏は当社の社外取締役になること以外で会社の経営に関与したことはありませんが、製品開発や販売促進に関する経営判断において、引き続きお客様の立場や女性目線での確かな助言を行っていただくことが期待されることから、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 濱屋理沙氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、濱屋理沙氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は同契約を継続する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（3名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位	
1	かとう まさひろ 加藤 昌宏	取締役（常勤監査等委員）	再任
2	ほりぐち ひとし 堀口 均	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立
3	のぶさわ たかひろ 信澤 山洋	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立

候補者番号

1

かとう まさひろ
加藤 昌宏 (1967年2月17日生)

所有する当社の株式数…………… 6,400株
取締役（監査等委員）在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 13/13回
監査等委員会出席状況…………… 17/17回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1991年 4月	当社入社	2013年 8月	当社営業企画部長
2008年 5月	当社総務部長代理	2015年 1月	当社法務部長
2010年 2月	当社総務部長	2015年10月	当社総務部長
2011年11月	当社営業企画部兼販促サービス部長	2023年 6月	当社取締役【常勤監査等委員】（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【監査等委員である取締役候補者とした理由】

加藤昌宏氏は、長きにわたり総務、法務部門を担当し、リスク管理やコンプライアンス体制の構築、コーポレートガバナンスの推進に尽力したほか、営業部門にも携わり、業務全般の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断したものであります。

候補者番号

2

ほりぐち ひとし
堀口 均 (1959年3月29日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役（監査等委員）在任年数…………… 4年
取締役会出席状況…………… 13/13回
監査等委員会出席状況…………… 17/17回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年 4月	弁護士登録 高橋勇雄法律事務所（現 高橋・後藤 法律事務所）入所	2016年 6月	当社社外監査役
1998年 4月	堀口均法律事務所開設	2021年 6月	当社社外取締役【監査等委員】 （現任）

【重要な兼職の状況】

堀口均法律事務所 代表

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

堀口均氏は、弁護士としての豊富なキャリアを有しており、引き続き企業法務をはじめとした法律の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

候補者番号

3

のぶ さわ たか ひろ
信澤 山 洋 (1974年12月8日生)

所有する当社の株式数…………… 一株
取締役（監査等委員）在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 13/13回
監査等委員会出席状況…………… 17/17回

再任

社外

独立

【略歴、当社における地位及び担当】

1996年10月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査 2008年 9月 信澤公認会計士事務所開設
法人トーマツ）入所 2015年 6月 藤田エンジニアリング㈱社外監査役
2000年 7月 公認会計士登録 （現任）
2023年 6月 当社社外取締役【監査等委員】（現任）

【重要な兼職の状況】

信澤公認会計士事務所 所長
藤田エンジニアリング㈱ 社外監査役

【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

信澤山洋氏は、公認会計士としての豊富なキャリアを有しており、引き続き企業会計をはじめとした会計の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者となりました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記理由に加え他社の社外監査役も経験していることから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀口均氏、信澤山洋氏の両氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、堀口均氏、信澤山洋氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、堀口均氏、信澤山洋氏の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の選任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役役に選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ごとうみちたか
後藤 充 隆

(1960年9月16日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年 4月 判事補任官
1998年 3月 同退官

1998年 4月 弁護士登録
高橋勇雄法律事務所（現 高橋・後藤
法律事務所）入所
2020年 1月 高橋・後藤法律事務所代表

【重要な兼職の状況】

高橋・後藤法律事務所 代表

【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

後藤充隆氏は、弁護士としての豊富なキャリアを有しており、企業法務をはじめとした法律の分野における経験と専門的知見を経営全般の監視に反映いただきたく、候補者としてしました。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけることと判断したものであります。

- (注) 1. 後藤充隆氏の所属する事務所は、当社と顧問契約を締結しております。
2. 同氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであります。

<ご参考>スキル・マトリックス

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な経験や知識について、企業経営の基礎となるスキルと当社の事業運営に必要なスキルを特定しております。本議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役会におけるスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における 地位	企業経営	事業知見	ガバナンス・ コンプライ アンス	財務・会 計・税務	人事・ 人材開発	商品開発・ SCM	営業・ データ戦略
小濱 英之	代表取締役	●	●	●			●	●
土屋 哲雄	専務取締役	●	●			●	●	●
飯塚 幸孝	取締役	●	●	●	●			
大内 康二	取締役	●	●				●	●
濱屋 理沙	社外取締役						●	
加藤 昌宏	取締役 (常勤監査等委員)		●	●				●
堀口 均	社外取締役 (監査等委員)			●				
信澤 山洋	社外取締役 (監査等委員)			●	●			

第5号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬枠を設定することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものいたします。

- ①対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ②対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」という。）

上記の目的を踏まえ相当と考えられる報酬枠として、本議案に基づき対象取締役に対して支給する報酬の総額は年額50百万円以内、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間1万株以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬を設定するものです。

当社は2025年5月12日開催の取締役会において、本総会において本議案をご承認いただくことを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改定を決議しており、改

定後の当該決定方針の内容は、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与を行うために必要かつ合理的な内容となっています。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2025年3月31日時点）に占める割合は0.01%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

（ご参考）

本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員及び一部従業員に対しても本割当株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

事業報告（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

1 会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、インバウンド需要の増加で緩やかな回復基調となりました。しかしながら、円安・原材料等の高騰による物価上昇や地政学的リスクの長期化、海外景気の減速懸念など、先行きは不透明な状況が続いております。

ワーキング・ユニフォーム業界におきましては、堅調な企業収益を背景に法人需要は底堅く推移する一方で、個人消費は継続的な物価上昇に伴う消費マインドの低下や競争の激化により、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は、商品・販売・出店が三位一体となって「客層拡大」を推進し、売上及び収益性の向上に取り組みました。

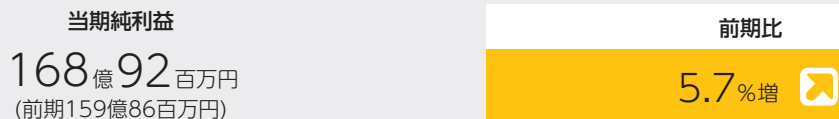
商品では、円安に対応した価格戦略の見直しと各業態の強みを鮮明にする専売商品の開発を推進しました。また、労働環境や気候変動に対応した新機能や新素材の開発で付加価値を提供したほか、一般向けでは、競争力のある価格と機能性をカジュアル衣料やバッグ等の雑貨にも取り入れ、顧客ニーズの充足を図りました。これにより、P B（プライベート・ブランド）商品のチェーン全店売上高構成比は、前期比0.7ポイント増の68.5%となりました。

販売では、気候変動の影響を踏まえたマーチャンダイジングの見直しにより、季節商品の販売効率を高めるとともに在庫調整を進め、既存店の活性化を図りました。また、新業態ワークマンカラーズの展開に伴い、幅広い顧客層を取り込めるゾーニングへ変更し、売場での提案力を強化しました。販売促進では、テーマを絞った小規模展示会を開催、情報発信に売場やeコマースを連動させることでヒット商品の育成に取り組みました。

店舗展開では、ワークマンカラーズの店舗網拡大とワークマンプラスのドミナント化で、顧客基盤の強化に取り組みました。その結果、ロードサイド40店舗、ショッピングセンター6店舗、合計46店舗を新規出店、スクラップ&ビルド13店舗、改装転換75店舗、閉店6店舗で合計1,051店舗（ワークマン317店舗、プラス645店舗・#女子62店舗・カラーズ17店舗・プロ10店舗）となりました。

営業形態の内訳は、フランチャイズ・ストア（加盟店A契約店舗）が前期末より22店舗増の974店舗、直営店（加盟店B契約店舗、トレーニング・ストア及びショッピングセンター店舗）は前期末より18店舗増の77店舗となりました。

この結果、当事業年度のチェーン全店売上高は1,831億32百万円（前期比4.5%増、既存店前期比1.1%増）、営業総収入1,369億33百万円（前期比3.2%増）、営業利益243億94百万円（前期比5.4%増）、経常利益249億4百万円（前期比5.2%増）、当期純利益168億92百万円（前期比5.7%増）となりました。

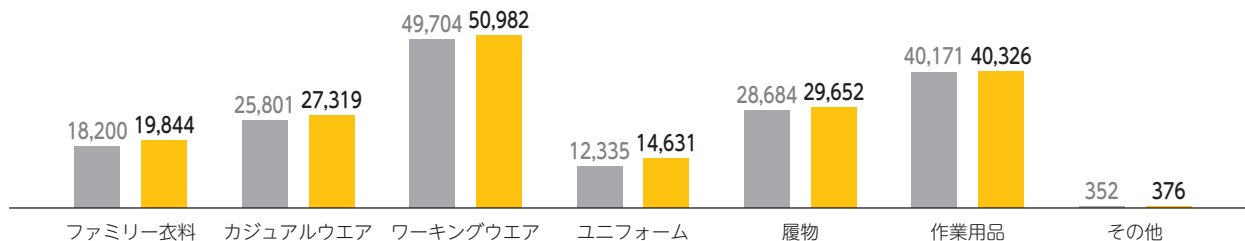


商品別の販売状況は次のとおりであります。

■ 第43期 ■ 第44期

チェーン全店売上高

単位：百万円



② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は70億82百万円であり、その内容は自社店舗の建設などで64億49百万円、WMS（流通センター管理システム）の環境移転やバージョンアップなどで6億32百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

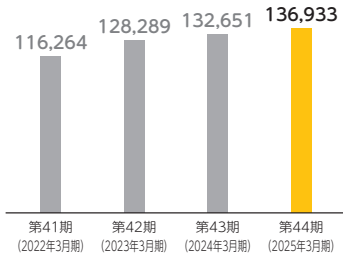
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

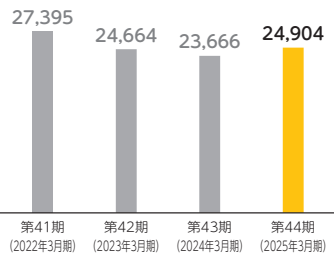
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

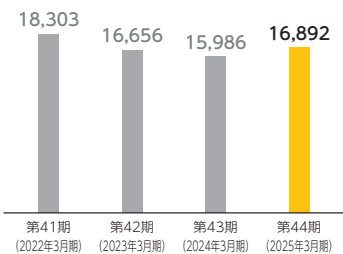
営業総収入 (単位：百万円)



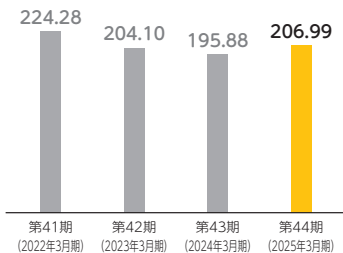
経常利益 (単位：百万円)



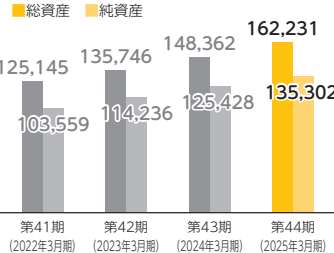
当期純利益 (単位：百万円)



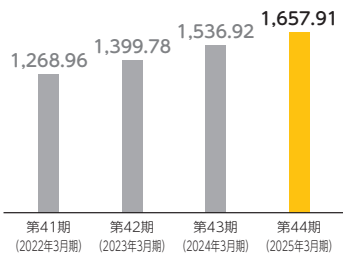
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第41期 (2022年3月期)	第42期 (2023年3月期)	第43期 (2024年3月期)	第44期 (当事業年度) (2025年3月期)
営業総収入	(百万円)	116,264	128,289	132,651	136,933
経常利益	(百万円)	27,395	24,664	23,666	24,904
当期純利益	(百万円)	18,303	16,656	15,986	16,892
1株当たり当期純利益	(円)	224.28	204.10	195.88	206.99
総資産	(百万円)	125,145	135,746	148,362	162,231
純資産	(百万円)	103,559	114,236	125,428	135,302
1株当たり純資産額	(円)	1,268.96	1,399.78	1,536.92	1,657.91

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算出しております。

2. 記載金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、賃金上昇による個人消費の改善で内需拡大が期待される一方で、米国の相互関税を発端とする世界的な景気後退リスクや為替の変動、継続的な物価上昇など、先行きは不透明な状況が続くものと想定されます。

このような中で当社は、出店・商品・販売の各政策をつなげ、ワークと一般双方において強固な業態を構築し、既存店の活性化と収益性の向上に注力してまいります。

商品では、フォーマット毎にマーチャンダイジング計画を策定し、競争力のある専売商品の開発を推進することで、客層拡大とリピート向上を図ります。また、サプライチェーン改革の一環として、製造コスト抑制に繋がる「加工貿易」に着手し、競争力のある価格政策と収益基盤の強化に取り組みます。

販売では、地域特性や販売動向を勘案し、業態転換を伴う改装やS & B（スクラップ&ビルド）を進めるとともに、既存店のリニューアル改装にも取り組み売上の底上げを図ります。販売促進では、顧客接点の拡大として「アプリ開発」をスタート、コラボ企画やキャンペーンなど有益な情報発信やECとの連動で顧客の囲い込みを行います。

出店では、国内1,500店舗体制の実現に向けて、ワークマンプラスは主要都市部や小商圏など未出店エリアへの展開でドミナント化を推進、ワークマンカラーズは法人フランチャイズなど新たな運営形態に挑戦しながら、異業種との共同出店を加速します。これによりワークマンプラス12店舗、ワークマンカラーズ36店舗、合計48店舗を新規出店、S & B 7店舗、改装転換60店舗、閉店3店舗を計画し、期末時点では1,096店舗（ワークマン257店舗、プラス714店舗、#女子55店舗、カラーズ60店舗、プロ10店舗）のネットワークを展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社はフランチャイズシステムで、作業服、作業関連用品及びアウトドア・スポーツウエアを販売する専門店舗をチェーン展開することを主な事業として営んでおり、主要な取り扱い商品は次のとおりであります。

区分	商品名
ファミリー衣料	肌着、靴下、軍足、帽子、タオル、エプロン
カジュアルウエア	ポロシャツ、Tシャツ、ハイネックシャツ、ブルゾン、スポーツウエア
ワーキングウエア	作業ジャンパー、作業ズボン、つなぎ服、鳶衣料、アウトドアウエア
ユニフォーム	白衣、オフィスユニフォーム、不織布用品、女性衣料
履物	安全靴、セーフティシューズ、地下足袋、長靴、布靴
作業用品	軍手、革手袋、加工手袋、レインウエア、ヘルメット、ベルト、キャンプギア

(6) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

① 主要な事業所

本社	群馬県伊勢崎市柴町1732番地
東京本部	東京都台東区
製品開発センター	東京都台東区
関東・信越本部	群馬県伊勢崎市
北海道地区本部	北海道札幌市厚別区
北東北地区本部	岩手県盛岡市
南東北地区本部	宮城県仙台市太白区
群馬・埼玉地区本部	埼玉県児玉郡上里町
茨城地区本部	茨城県水戸市
栃木地区本部	栃木県矢板市
千葉地区本部	千葉県千葉市緑区
神奈川地区本部	神奈川県藤沢市
新潟地区本部	新潟県新潟市中央区
長野地区本部	長野県長野市
静岡地区本部	静岡県静岡市駿河区
愛知地区本部	愛知県岡崎市
岐阜地区本部	岐阜県羽島市
大阪地区本部	大阪府岸和田市
兵庫地区本部	兵庫県神戸市西区
広島地区本部	広島県安芸郡海田町
福岡地区本部	福岡県大野城市
伊勢崎流通センター	群馬県伊勢崎市
竜王流通センター	滋賀県蒲生郡竜王町
神戸流通センター	兵庫県神戸市西区

② 地域別店舗数

(単位：店)

区分 県別	チェーン全店舗数				
	30	27	直営店舗		
			フランチャイズ・ストア (加盟店A契約店舗)	加盟店B契約店舗	トレーニング・ストア ショッピングセンター 店舗
北海道	30	27	0	2	1
青森県	13	12	0	1	0
岩手県	13	13	0	0	0
宮城県	19	19	0	0	0
秋田県	11	10	0	1	0
山形県	15	15	0	0	0
福島県	20	19	0	1	0
茨城県	42	40	0	2	0
栃木県	23	23	0	0	0
群馬県	26	26	0	0	0
埼玉県	82	73	0	4	5
千葉県	61	54	0	4	3
東京都	69	60	0	0	9
神奈川県	65	55	0	2	8
新潟県	25	25	0	0	0
富山県	7	7	0	0	0
石川県	7	7	0	0	0
福井県	9	9	0	0	0
山梨県	13	13	0	0	0
長野県	29	29	0	0	0
岐阜県	27	26	0	1	0
静岡県	41	38	0	2	1
愛知県	69	64	0	2	3
三重県	17	16	0	1	0

区分 県別	チェーン全店舗数				
	10	9	直営店舗		
			フランチャイズ・ストア (加盟店A契約店舗)	加盟店B契約店舗	トレーニング・ストア ショッピングセンター 店舗
滋賀県	10	9	0	1	0
京都府	12	11	0	0	1
大阪府	57	52	0	2	3
兵庫県	31	26	0	4	1
奈良県	12	12	0	0	0
和歌山県	12	12	0	0	0
鳥取県	6	5	0	1	0
島根県	4	4	0	0	0
岡山県	11	8	0	3	0
広島県	20	18	0	1	1
山口県	13	12	0	1	0
徳島県	7	7	0	0	0
香川県	8	8	0	0	0
愛媛県	12	12	0	0	0
高知県	4	4	0	0	0
福岡県	37	36	0	0	1
佐賀県	6	6	0	0	0
長崎県	4	4	0	0	0
熊本県	14	13	0	0	1
大分県	9	9	0	0	0
鹿児島県	12	11	0	1	0
宮崎県	8	7	0	0	1
沖縄県	9	8	0	0	1
合 計	1,051	974	0	37	40

③ 当事業年度中の開店、閉店数

(単位：店)

県別	区分	開店	閉店
北海道		5	0
青森県		2	0
宮城県		3	0
山形県		2	0
茨城県		4	0
栃木県		2	0
埼玉県		3	1
千葉県		1	0
東京都		2	1
神奈川県		2	0
山梨県		1	0
岐阜県		2	0
静岡県		2	0

県別	区分	開店	閉店
愛知県		1	1
三重県		1	1
滋賀県		0	1
京都府		1	1
大阪府		1	0
奈良県		2	0
和歌山県		1	0
島根県		1	0
広島県		1	0
福岡県		4	0
熊本県		1	0
鹿児島県		1	0
合計		46	6

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
417名	36名増	37.0歳	11.5年

(注) 使用人数には、店長候補社員及びパートタイマー、アルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社群馬銀行	500
株式会社足利銀行	300
株式会社みずほ銀行	300
農林中央金庫	150
株式会社三菱UFJ銀行	100

2 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 192,000,000株
(2) 発行済株式の総数 81,846,816株(自己株式236,661株を含む。)
(3) 株主数 32,244名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ベイシア興業	23,040,000	28.23
土屋裕雅	11,500,000	14.09
株式会社カインズ	7,894,400	9.67
吉田佳世	5,930,400	7.27
大嶽 恵	5,930,400	7.27
株式会社カインズ興産	3,476,000	4.26
土屋嘉雄	2,948,800	3.61
みずほ信託銀行株式会社	1,600,000	1.96
第一生命保険株式会社	960,000	1.18
株式会社群馬銀行	918,000	1.12

(注) 持株比率は自己株式（236,661株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 濱 英 之	
専 務 取 締 役	土 屋 哲 雄	経営企画部・開発本部・情報システム部担当
取 締 役	飯 塚 幸 孝	財務部長
取 締 役	濱 屋 理 沙	
取締役（常勤監査等委員）	加 藤 昌 宏	
取締役（監査等委員）	堀 口 均	
取締役（監査等委員）	信 澤 山 洋	藤田エンジニアリング株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役濱屋理沙氏並びに取締役（監査等委員）堀口均氏及び信澤山洋氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、社外取締役の堀口均氏及び信澤山洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）信澤山洋氏は、公認会計士の資格があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、当該保険契約の内容の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 報酬体系に関する方針

- a. 当社役員が担うべき機能や役割、当社の業績水準等に応じた報酬水準にしております。また、経営層の報酬として競争力を有する報酬水準とすることで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る体系としております。
- b. 取締役の報酬は固定報酬である「基本報酬」と単年度の当社の業績を反映した「業績連動報酬」（役員賞与）により構成し、株主総会で決議された限度額の範囲内で決定された額を支給しております。
- c. 業務執行を担う取締役の報酬については、業績との連動をもたせることにより、企業価値向上を意識づける報酬構成としております。監査等委員である取締役の報酬については、独立性を確保し、適切な役割を担う必要があることから、固定報酬のみを支給しております。

ロ. 基本報酬に関する方針

- a. 業務執行を担う取締役の基本報酬は、各取締役の役職や職責に応じ、個別に決定した年額を12等分し、月ごとに支給しております。
- b. 監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して、個別に決定した年額を12等分し、月ごとに支給しております。

ハ. 役員賞与に関する方針

- a. 業務執行を担う取締役に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会後に支給するものとし、「ポイント単価」と「ポイント数」を乗じて算出しております。

- b. 「ポイント単価」は、従業員に支給する期末賞与の単価と同額とし、概ね前年の「ポイント単価」に経常利益前年比を乗じた金額を目安に決定しております。
 c. 「ポイント数」は会社業績（最高25点）と個人業績（最高25点）から評価を行い、役職に応じて決定しております。
 d. 業績連動報酬と固定報酬の比率を定めることはしないこととするが、職位が高位であれば、会社業績に対する責任の度合等も高まることから、それに応じた評価点数となるように係数を用いて算出しております。

役員賞与の算定方法は次のとおりです。

(a) 評価点数算出方法

会社業績

(単位：点)

判定項目		110%以上	105%以上	100%以上	100%未満	95%未満	当事業年度実績
チェーン 全店売上高	①予算比	5	4	3	2	1	98.4%
	②前年比	5	4	3	2	1	104.2%
経常利益	③予算比	5	4	3	2	1	96.7%
	④前年比	5	4	3	2	1	99.1%
経常利益率	⑤率実績	6.0%以上	5.5%～6.0%	5.0%～5.5%	4.5%～5.0%	4.5%未満	10.8%
		5	4	3	2	1	

(注) 当事業年度実績については、月次ベースで算定しております。

個人業績

全13項目のうち5項目は自己申告により社長が評価、8項目は本人を除く他の役員が評価を行い、合計点を算出します。（最高25点）

(b) 役職・評価別ポイント一覧

(単位：点)

評価点数	50～44	43～37	36～30	29～23	22～16	15～9
評語	S	A	B A	B B	B C	C

(単位：ポイント)

評語／役職	社長	専務取締役	取締役
S	850	850	400
A	750	750	360
B A	650	650	320
B B	550	550	280
B C	450	450	240
C	350	350	200

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- a. 業務執行を担う取締役の基本報酬は、取締役会において決定し、役員賞与は、代表取締役社長 小濱英之によるポイント単価の決定と会社業績及び個人業績の評価に基づく算出により決定しております。
- b. 監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員会において決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の 員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	124	100	23	－	4
（うち社外取締役）	(3)	(3)	(－)	(－)	(1)
取締役（監査等委員）	19	19	－	－	3
（うち社外取締役）	(6)	(6)	(－)	(－)	(2)
合計	144	120	23	－	7

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額23百万円が含まれております。
3. 取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）であります。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名（うち、社外取締役2名）であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役（監査等委員）	信 澤 山 洋	藤田エンジニアリング株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会、監査等委員会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査等委員会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役	濱 屋 理 沙	13回中13回	100%	－	－
社外取締役（監査等委員）	堀 口 均	13回中13回	100%	17回中17回	100%
社外取締役（監査等委員）	信 澤 山 洋	13回中13回	100%	17回中17回	100%

・取締役会、監査等委員会における発言状況

濱屋理沙氏は、映像クリエイターとしての豊富な経験を活かし、お客様の立場や女性目線で製品及び営業面において的確な助言を行っております。堀口均氏は、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。信澤山洋氏は、公認会計士としてのキャリアと専門的知見を経営全般の監視に活かし、幅広い見識から発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

別段定めておりません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、永続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としており、期末配当1回を株主総会で決定することとしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針に基づき、前期より5円増配の1株当たり73円とさせていただきます。

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	121,066
現金及び預金	80,381
売掛金	3,118
加盟店貸勘定	12,594
商品	24,084
貯蔵品	31
未収入金	82
1年内回収予定の差入保証金	431
その他	341
貸倒引当金	△0
固定資産	41,164
有形固定資産	32,814
建物	21,827
構築物	3,170
車両運搬具	11
工具器具備品	3,069
土地	4,003
リース資産	332
建設仮勘定	397
無形固定資産	1,090
投資その他の資産	7,259
投資有価証券	1
長期前払費用	984
繰延税金資産	2,307
差入保証金	3,957
その他	9
貸倒引当金	△0
資産合計	162,231

(単位：百万円)

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	22,145
買掛金	6,255
加盟店買掛金	2,596
加盟店借勘定	436
短期借入金	1,350
リース債務	113
未払金	4,060
未払法人税等	4,654
未払消費税等	850
未払費用	689
契約負債	186
役員賞与引当金	23
その他	927
固定負債	4,783
契約負債	154
リース債務	344
長期預り保証金	1,003
資産除去債務	3,281
負債合計	26,928
(純資産の部)	
株主資本	135,781
資本金	1,622
資本剰余金	1,342
資本準備金	1,342
利益剰余金	132,884
利益準備金	178
その他利益剰余金	132,705
別途積立金	23,150
繰越利益剰余金	109,555
自己株式	△68
評価・換算差額等	△478
繰延ヘッジ損益	△478
純資産合計	135,302
負債・純資産合計	162,231

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		
加盟店からの収入	37,110	
その他の営業収入	153	37,263
売上高	(99,670)	99,670
営業総収入		136,933
売上原価	(85,771)	85,771
売上総利益	(13,899)	
営業総利益		51,162
販売費及び一般管理費		26,768
営業利益		24,394
営業外収益		
受取利息	318	
仕入割引	137	
その他	87	544
営業外費用		
支払利息	33	
その他	0	34
経常利益		24,904
特別利益		
固定資産売却益	2	2
特別損失		
固定資産除却損	10	
	6	16
税引前当期純利益		24,890
法人税、住民税及び事業税	8,324	
法人税等調整額	△326	7,998
当期純利益		16,892

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社ワークマン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 川口泰広
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 細野和寿

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワークマンの2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

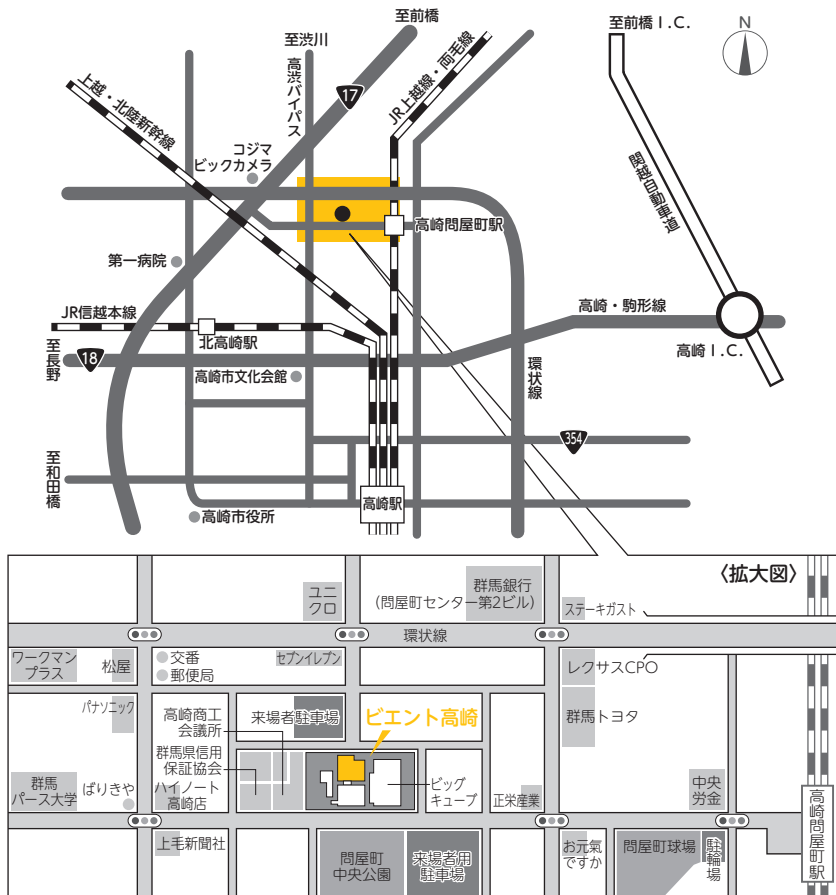
株式会社ワークマン 監査等委員会

常勤監査等委員 加 藤 昌 宏 印
監査等委員（社外取締役）堀 口 均 印
監査等委員（社外取締役）信 澤 山 洋 印

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
 ビエント高崎 エクセルホール
 電話 027 (361) 8243 (代表)



交 通

- 関越自動車道……………高崎 I.C.出口から約6 km／前橋 I.C.出口から約4 km
- J R 上越線・両毛線……………高崎問屋町駅（問屋口下車）から約徒歩5分
 （高崎駅から高崎問屋町駅まで1駅4分）



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。